

社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定（新旧対照）

（参考）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定</p> <p>日本国及びチェコ共和国（以下「締約国」という。）は、社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、</p> <p style="text-align: center;">次のとおり協定した。</p> <p style="text-align: center;">第一部 総則</p> <p style="text-align: center;">第一条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第二条 この協定の適用範囲</p> <p style="text-align: center;">1 (略)</p> <p>2 この協定は、日本国については、</p> <p>(a) 次の日本国の年金制度について適用する。</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) (略)</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定</p> <p>日本国及びチェコ共和国（以下「締約国」という。）は、社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、</p> <p style="text-align: center;">次のとおり協定した。</p> <p style="text-align: center;">第一部 総則</p> <p style="text-align: center;">第一条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第二条 この協定の適用範囲</p> <p style="text-align: center;">1 (略)</p> <p>2 この協定は、日本国については、</p> <p>(a) 次の日本国の年金制度について適用する。</p> <p>(i) 国民年金（国民年金基金を除く。）</p> <p>(ii) 厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）</p> <p>(iii) 国家公務員共済年金</p> <p>(iv) 地方公務員等共済年金（地方議会議員の年金制度を除く。）</p>

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

(b) 次の法律により実施される日本国の医療保険制度について適用する。

- (i) (略)
- (ii) 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
- (iii) (略)
- (iv) (略)
- (v) (略)
- (vi) (略)
- (vii) (略)

(v) 私立学校教職員共済年金

(ii)から(v)までに掲げる日本国の年金制度は、以下「日本国の被用者年金制度」という。）

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

(b) 次の法律により実施される日本国の医療保険制度について適用する。

- (i) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
- (ii) 船員保険法（雇用保険及び労働者災害補償保険に関する規定を含む。）（昭和十四年法律第七十三号）
- (iii) 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）
- (iv) 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
- (v) 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）
- (vi) 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
- (vii) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律

第八十号

ただし、この協定の適用上、第五条、第十三条から第十九条まで、第二十三条、第二十五条、第二十八条（4の規定を除く。）、第二十九条及び第三十一条2の規定は、(a)に掲げる日本の年金制度についてのみ適用する。

3 (略)

第三条から第五条まで (略)

第二部 適用法令に関する規定

第六条 (略)

第七条 特別規定

1 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇業者に当該領域内において雇用されている被用者が、他方の締約国の領域内において就労するために当該雇業者により当該一方の締約国の領域から派遣され、かつ、次のいずれかに該当する場合には、その就労に關し、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、当該被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

(a) 当該他方の締約国の領域内において雇用契約を締結して

ただし、この協定の適用上、第五条、第十三条から第十九条まで、第二十三条、第二十五条、第二十八条（4の規定を除く。）、第二十九条及び第三十一条2の規定は、(a)に掲げる日本の年金制度についてのみ適用する。

3 (略)

第三条から第五条まで (略)

第二部 適用法令に関する規定

第六条 (略)

第七条 特別規定

1 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇業者に当該領域内において雇用されている被用者が、当該雇業者のため他方の締約国の領域内において就労するために当該雇業者により当該一方の締約国の領域から派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

いない場合

(b) 当該他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者と雇用契約を締結しているが、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者の指揮の下にある場合

2及び3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 1及び4の規定は、日本国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている者又は日本国の領域内において自営業者として通常就労する者が、第二条2(a)に掲げる日本国の年金制度に加入していない場合には、適用しない。

第八条から第十二条まで (略)

2及び3 (略)

4 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内において自営業者として通常就労する者が、他方の締約国の領域内においてのみ自営業者として一時的に就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

5 (略)

6 1及び4の規定は、日本国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている者又は日本国の領域内において自営業者として通常就労する者が、第二条2(a)(i)から(v)までに掲げる日本国の年金制度に加入していない場合には、適用しない。

第八条から第十二条まで (略)

第三部 給付に関する規定

第一章 共通規定

第十三条 (略)

第二章 チェコ共和国に関する規定

第十四条から第十六条まで (略)

第三章 日本国に関する規定

第十七条 通算に関する特別規定

1 (略)

2 第十三条の規定は、死亡又は脱退を理由とする第二条2(a)に掲げる日本国の年金制度の下での一時金については、適用しない。

3 第十三条の規定の適用に当たっては、チェコ共和国の法令による保険期間は、厚生年金保険の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

4 (略)

第三部 給付に関する規定

第一章 共通規定

第十三条 通算

一方の締約国の実施機関は、当該一方の締約国の法令による給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、給付を受ける権利を確立するため、当該一方の締約国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、他方の締約国の法令による保険期間を考慮する。

第二章 チェコ共和国に関する規定

第十四条から第十六条まで (略)

第三章 日本国に関する規定

第十七条 通算に関する特別規定

1 (略)

2 第十三条の規定は、各共済年金の職域加算年金及び保険料の還付として支給される一時金については、適用しない。

3 第十三条の規定の適用に当たっては、チェコ共和国の法令による保険期間は、日本国の被用者年金制度の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

4 (略)

## 第十八条 障害給付及び遺族給付に関する特別規定

1 2の規定に従うことを条件として、日本国の法令が、障害給付又は遺族給付（死亡を理由とする第二条2(a)に掲げる日本国の年金制度の下での一時金を除く。以下この条において同じ。）を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がチェコ共和国の法令による保険期間中にあるときは、これらの給付を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたものとみなす。

2 国民年金の下での障害給付又は遺族給付を受ける権利が1の規定を適用せずとも確立される場合には、1の規定は、厚生年金保険の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

3

(略)

第十九条 給付の計算

## 第十八条 障害給付及び遺族給付に関する特別規定

1 2(a)の規定に従うことを条件として、日本国の法令が、障害給付又は遺族給付（保険料の還付として支給される一時金を除く。以下この条において同じ。）を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がチェコ共和国の法令による保険期間中にあるときは、これらの給付を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたものとみなす。

2 (a) 国民年金の下での障害給付又は遺族給付を受ける権利が1の規定を適用せずとも確立される場合には、1の規定は、日本国の被用者年金制度の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

(b) 1の規定の適用に当たっては、二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する者については、1に規定する要件は、日本国の法令に従って、一の被用者年金制度について満たされたものとみなす。

3

(略)

第十九条 給付の計算

1 日本国の実施機関は、第十三条又は前条1の規定の適用により日本国の給付を受ける権利が確立される場合には、2から4までの規定に従うことを条件として、日本国の法令に従って当該給付の額を計算する。

2 (略)

3 厚生年金保険の下での障害給付及び遺族給付（厚生年金保険における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであって、支給される当該給付の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。）に関しては、当該給付を受けるための要件が第十三条又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、厚生年金保険における保険期間及びチェコ共和国の法令による保険期間を合算した期間に対する

1 日本国の実施機関は、第十三条又は前条1の規定の適用により日本国の給付を受ける権利が確立される場合には、2から5までの規定に従うことを条件として、日本国の法令に従って当該給付の額を計算する。

2 障害基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が第十三条又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間並びにチェコ共和国の法令による保険期間を合算した期間に対する当該保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

3 日本国の被用者年金制度の下での障害給付及び遺族給付（当該制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであって、支給される当該給付の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。）に関しては、当該給付を受けるための要件が第十三条又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、日本国の被用者年金制度における保険期間及びチェコ共和国の法令による保険期間を合算した



当該厚生年金保険における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、当該合算した期間が当該定められた期間を超える場合には、当該合算した期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

4| 老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であつて、厚生年金保険における保険期間が日本の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関しては、当該給付を受けるための要件が第十三条の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する厚生年金保険に

期間に対する当該日本の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、当該合算した期間が当該定められた期間を超える場合には、当該合算した期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

4| 2及び3の規定による日本の被用者年金制度の下での給付の額の計算に関しては、当該給付を受ける権利を有する者が二以上の日本の被用者年金制度における保険期間を有する場合には、2に規定する当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間又は3に規定する日本の被用者年金制度における保険期間は、当該二以上の日本の被用者年金制度における保険期間を合算した期間とする。ただし、当該合算した期間が3に規定する日本の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合には、3及びこの4に規定する計算方法は、適用しない。

5| 老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であつて、日本の被用者年金制度における保険期間が日本の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関しては、当該給付を受けるための要件が第十三条の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する当該

おける保険期間の比率に基づいて計算する。

(以下略)

---

給付が支給される日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。

(以下略)